

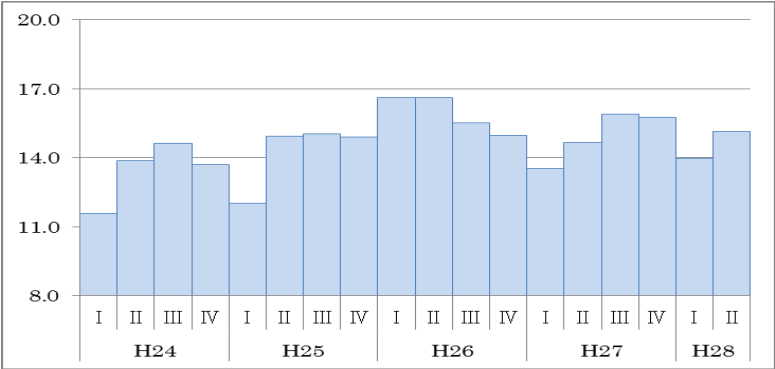
平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	29	府省庁名 農林水産省	
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の延長（食品企業者関係）		
要望内容 （概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 商業・サービス業を営む中小企業者等が経営改善指導等に基づき、器具・備品（1台30万円以上）又は建物附属設備（1台60万円以上）を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除（※）を認める措置。</p> <p>（※）税額控除の対象法人は、資本金が3,000万円以下の中小企業者等に限る</p> <p>・特例措置の内容 適用期限を3年間延長する。</p>		
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号		
減収見込額	[初年度] - (▲562)	[平年度] - (▲562)	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 卸売業、小売業、サービス業を営む中小企業（食品企業者関係を含む）（以下「中小商業・サービス業」という。）について、平成31年10月に予定されている消費税率の引上げ（平成28年8月24日閣議決定）を見据えつつ、店舗・サービスの質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することで、経営の安定化・活性化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 地域密着型の内需産業であり、地域経済と雇用を支える商業・サービス業は、デフレの進行や消費マインドの低下、大規模店との価格競争といった厳しい経営環境に置かれており、売上高営業利益率等の基礎体力も弱い業種である。</p> <p>そのような状況の中で、平成26年4月には消費税率が5%から8%へ引き上げられ、特に商業・サービス業は対消費者産業であるため、一部の特殊な業種を除き、消費税率引上げ分の価格転嫁ができていない事業者の割合が他の産業に比べて低い状況であり、日本商工会議所の行った調査では小売業の約4割、卸売業やサービス業で約3割の企業が消費税率の引上げ後、売上が減少している。</p> <p>平成31年10月に予定されている更なる消費税率の引上げ（平成28年8月24日閣議決定）に際しても中小商業・サービス業の経営体力に深刻な打撃を与え、これらの事業者の収益・雇用の縮小を招き、地域経済・雇用に大きな影響を与える可能性があることから、税率引き上げまでの間、商品・サービスレベルの向上や他店との差別化や事業の効率化、経費削減等を図る設備投資を後押しし、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化を目指す。</p>		
本要望に対応する縮減案			
ページ		29—1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	≪大目標≫ 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 ≪中目標≫ 食料の安定供給の確保 ≪政策分野≫ 生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓																																																																												
	政策の達成目標	中小商業・サービス業における質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る。																																																																												
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間（平成31年度末まで）																																																																												
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ																																																																												
政策目標の達成状況	<p>中小商業・サービス業の平成27年の売上高D Iは、本税制が導入される前の平成25年第1四半期のもものと比べても上回っており、本措置が売上額の増加を後押ししている。更なる消費税率の引き上げを見据え、引き続き支援が必要。</p> <p style="text-align: center;">＜中小商業・サービス業の売上額D Iの推移＞</p> <table border="1"> <caption>＜中小商業・サービス業の売上額D Iの推移＞</caption> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>H24 I</th> <th>H24 II</th> <th>H24 III</th> <th>H24 IV</th> <th>H25 I</th> <th>H25 II</th> <th>H25 III</th> <th>H25 IV</th> <th>H26 I</th> <th>H26 II</th> <th>H26 III</th> <th>H26 IV</th> <th>H27 I</th> <th>H27 II</th> <th>H27 III</th> <th>H27 IV</th> <th>H28 I</th> <th>H28 II</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>卸売業</td> <td>-18</td> <td>-16</td> <td>-20</td> <td>-19</td> <td>-11</td> <td>-8</td> <td>-9</td> <td>-10</td> <td>-4</td> <td>-34</td> <td>-12</td> <td>-16</td> <td>-12</td> <td>-15</td> <td>-11</td> <td>-9</td> <td>-11</td> <td>-16</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>-30</td> <td>-27</td> <td>-31</td> <td>-29</td> <td>-24</td> <td>-23</td> <td>-23</td> <td>-22</td> <td>-20</td> <td>-37</td> <td>-27</td> <td>-27</td> <td>-26</td> <td>-26</td> <td>-21</td> <td>-22</td> <td>-26</td> <td>-27</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>-21</td> <td>-16</td> <td>-19</td> <td>-19</td> <td>-15</td> <td>-15</td> <td>-15</td> <td>-14</td> <td>-13</td> <td>-17</td> <td>-16</td> <td>-15</td> <td>-12</td> <td>-15</td> <td>-12</td> <td>-11</td> <td>-15</td> <td>-18</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（出典：中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」）</p>		業種	H24 I	H24 II	H24 III	H24 IV	H25 I	H25 II	H25 III	H25 IV	H26 I	H26 II	H26 III	H26 IV	H27 I	H27 II	H27 III	H27 IV	H28 I	H28 II	卸売業	-18	-16	-20	-19	-11	-8	-9	-10	-4	-34	-12	-16	-12	-15	-11	-9	-11	-16	小売業	-30	-27	-31	-29	-24	-23	-23	-22	-20	-37	-27	-27	-26	-26	-21	-22	-26	-27	サービス業	-21	-16	-19	-19	-15	-15	-15	-14	-13	-17	-16	-15	-12	-15	-12	-11	-15	-18
業種	H24 I	H24 II	H24 III	H24 IV	H25 I	H25 II	H25 III	H25 IV	H26 I	H26 II	H26 III	H26 IV	H27 I	H27 II	H27 III	H27 IV	H28 I	H28 II																																																												
卸売業	-18	-16	-20	-19	-11	-8	-9	-10	-4	-34	-12	-16	-12	-15	-11	-9	-11	-16																																																												
小売業	-30	-27	-31	-29	-24	-23	-23	-22	-20	-37	-27	-27	-26	-26	-21	-22	-26	-27																																																												
サービス業	-21	-16	-19	-19	-15	-15	-15	-14	-13	-17	-16	-15	-12	-15	-12	-11	-15	-18																																																												
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>（適用件数）</p> <p>平成29年度 6,129件</p> <p>平成30年度 6,369件</p> <p>平成31年度 6,619件</p> <p>（算出根拠）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における中小商業・サービス業者のうち、設備投資を実施した事業者の割合の直近3年分の対前年比の平均伸び率（3.9%）を算出し、平成26年度の適用件数実績（租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書）に当該平均伸び率を乗じて、各年度の適用件数を算出。</p>																																																																												

	<p>要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)</p>	<p>本税制は、利用に当たり商工会議所等から経営改善指導等を受けることを要件としている。これにより、事業者はより効果的な経営改善に資する設備投資を行うことができる。</p> <p>なお、これまでの利用実績として、冷凍ショーケース導入、什器の入れ替え、内装の改修等を行い、店舗の雰囲気改善により来客数・売上げの増加を図ったもの（小売業）や、食器洗浄機（飲食サービス業）を導入し、業務の効率化を図った等の活用実績が見られる。</p>
相当性	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>	<p>中小企業者等が利用できる設備投資促進税制として、中小企業投資促進税制がある。当該税制では、一定規模以上の機械・装置等の投資促進、生産性の向上を目的としている。</p>
	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	—
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	—
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本税制は、厳しい経営環境にある中で消費税率引上げの影響を受けている中小商業・サービス業を対象としており、必要最小限の特例措置となっている。</p> <p>また、設備投資に当たり、商工会議所等から経営改善指導等を受けることを本税制の要件としており、対象設備は建物附属設備と器具・備品に限定していることから、政策目的の実現手段として有効なものとなっている。</p>
	ページ	29—3

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 25 年度 3,293 件 平成 26 年度 5,462 件</p> <p>(※租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書)</p>																				
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<table border="1"> <tr> <td>(道府県民税)</td> <td>特別償却</td> <td>74,339 千円</td> <td>税額控除</td> <td>94,992 千円</td> </tr> <tr> <td>(事業税)</td> <td>特別償却</td> <td>281,231 千円</td> <td>税額控除</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(市町村民税)</td> <td>特別償却</td> <td>182,876 千円</td> <td>税額控除</td> <td>233,680 千円</td> </tr> <tr> <td>(地方法人特別税)</td> <td>特別償却</td> <td>約 229,425 千円</td> <td>税額控除</td> <td>—</td> </tr> </table>	(道府県民税)	特別償却	74,339 千円	税額控除	94,992 千円	(事業税)	特別償却	281,231 千円	税額控除	—	(市町村民税)	特別償却	182,876 千円	税額控除	233,680 千円	(地方法人特別税)	特別償却	約 229,425 千円	税額控除	—
(道府県民税)	特別償却	74,339 千円	税額控除	94,992 千円																	
(事業税)	特別償却	281,231 千円	税額控除	—																	
(市町村民税)	特別償却	182,876 千円	税額控除	233,680 千円																	
(地方法人特別税)	特別償却	約 229,425 千円	税額控除	—																	
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>これまでの利用実績として、冷凍ショーケース導入、什器の入れ替え、内装の改修等を行い、店舗の雰囲気改善により来客数・売上げの増加を図ったもの（小売業）や、食器洗浄機（飲食サービス業）を導入し、業務の効率化を図った例等があり、経営改善に資する投資が行われている。また、設備投資に当たり本税制が後押しになったとの声も寄せられている。</p> <p>中小商業・サービス業の売上高D Iは、消費税率の引上げのあった平成 26 年第 2 四半期からマイナス幅が縮小。また、本税制が導入される前の平成 25 年第 1 四半期のものと比べても上回っており、本措置が売上額の増加を後押ししている。</p> <p><中小商業・サービス業の売上高D Iの推移>（前述）</p> <p><中小商業・サービス業者のうち、設備投資を実施した事業者の割合>（％）</p>  <p>(出典：中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」)</p>																				
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>中小商業・サービス業における魅力の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る。</p>																				
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>直近ではマイナス幅が拡大しつつも、平成 26 年度からびマイナス幅は改善傾向であり、本税制も売上額の増加を後押ししている。消費税の引き上げ時の影響を考慮し事前の準備を行う事業者に対する支援は引き続き重要。</p> <p><中小商業・サービス業の売上高D Iの推移>（前述）</p>																				
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 25 年度 創設 平成 27 年度 延長（対象者から認定経営革新等支援機関を除外）</p>																				